



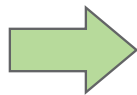
マイナンバー制度に便乗した不審な電話などにご注意ください!

10月からマイナンバーの通知が開始されたことに関連して、「口座番号を教えてください」、「個人情報調査する」などといった不審な電話や訪問などの相談が内閣府のコールセンターや消費生活センターに寄せられています。不審な電話、メール、手紙、訪問などには十分注意し、内容に応じて相談窓口をご利用ください。

【消費者生活センターに相談のあった詐欺の手口と思われる事例】

事例1

行政機関を名乗って、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になるので、至急、振込先の口座番号を教えてください」との電話があった。

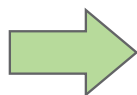


口座番号などを電話で聞くことはありません!

マイナンバーの手続きなどで、口座番号や暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを電話や訪問をして聞くことは一切ありません。また、ATMの操作をお願いすることはありません。

事例2

知らない業者から「マイナンバーを管理します」という電話があった。「専門家が管理するのか」と尋ねたところ、「私が管理する」と言ったので、不審に思い電話を切った。

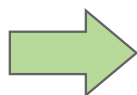


「マイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です!

他人のマイナンバーを取得することは法律により罰せられます。なお、不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えてしまっても、刑事責任を問われることはありません。

事例3

「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。



商品販売や不正な勧誘などにご注意ください!

電話、メール、訪問などにより、マイナンバーの安全管理対応の困難さなどを過度に誇張した商品販売や不正な勧誘などには、十分注意してください。

【ご相談は、各窓口まで】

＜不審な電話などを受けたらこちら＞

消費者ホットライン ☎188(いやや!)

※消費者ホットラインは、お住まいの地域の相談窓口をご案内するもので、原則、町の生活相談窓口をご案内します。町の窓口が受け付けていない曜日、時間帯などは県の消費生活センターをご案内します。

＜詐欺などの被害に遭われたらこちら＞

警察相談専用電話 #9110 又は岐阜羽島警察署 ☎387-0110

※#9110は、岐阜県警察本部において24時間体制で受け付けを行っています。